

(証券コード3779)
(発送日) 2026年6月5日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月1日

株 主 各 位

東京都港区赤坂六丁目15番11号
ジェイ・エスコムホールディングス株式会社
代表取締役社長 大谷 利興

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.j-escom.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、「投資家の皆様へ」の「株主総会情報」を選択いただき、ご確認ください。）

また電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/3779/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

[（上記東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ジェイ・エスコムホールディングス」又は「コード」に「3779」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）](https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show</p></div><div data-bbox=)

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年6月24日（水曜日）午後3時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日(木曜日)午前10時
(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目11番2号
ホテル アジュール竹芝 16階 曙の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第21期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第21期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役4名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)
- (1) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理人により行使する議決権行使書及び代理権を証明する書面に加えて、代理人本人名義の議決権行使書のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日会場内には、当社定款の定めにより株主でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
 2. 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 4. 当日はクールビズにて対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
 5. 総会当日にサポートが必要な株主様は総会1週間前までにお申し出ください。
電話：03-5114-0761(午前9時～午後5時まで(土日祝を除く。))

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、物価上昇等による個人消費への影響はあるものの、雇用・所得環境の改善や企業の設備投資の持ち直し等を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、欧州・中東における地政学的リスクの長期化や、為替相場の変動及び原材料価格の高止まり等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループは既存事業の収益基盤の強化に取り組んだ結果、主力事業である通信販売事業、広告代理事業のイベントの企画運営業務及びM&Aアドバイザリー業務により当連結会計年度において連結営業利益を確保することができました。引き続き、既存事業における安定的な収益の確保に努めるとともに、投資事業においても収益に繋がるよう推進してまいります。

通信販売事業においては、従来の複数の顧客企業を集約して対応する効率化重視の営業体制から、各顧客企業のニーズに即したきめ細かな対応が可能な顧客密着型の営業体制へと移行いたしました。この体制変更により顧客満足度の向上が図られ、その結果放送枠販売が増加し、安定的な収益を確保するに至りました。引き続き当該営業体制を維持・強化し、セグメント利益の継続的な確保に努めてまいります。

デジタルマーケティング事業におきましては、韓国の情勢に合わせてB to B事業を強化するべく経営体制の転換を行っております。その結果、継続して営業赤字を計上している状態ではありますが、転換により早急に安定した収益を計上できるように体制を整えてまいります。

広告代理事業におきましては、連結子会社である株式会社J Eマーケティングが2025年4月にイベントの企画運営業務を受託いたしました。本受託は、同社として初めての受託案件であり、今後も継続的に案件を受注できるよう、積極的に活動してまいります。

投資事業においては、当連結会計年度中にM&Aアドバイザー業務として交渉支援に従事し、案件のクロージングに伴いアドバイザーフィーを計上いたしました。今後は、M&Aアドバイザー業務における継続的な収益獲得に加え、当社によるM&A又はファンドの組成、運営及び投資を通じた収益機会の拡大を図り、投資事業セグメントの収益基盤の確立・強化に努めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,412,199千円（前期比7.1%増）、営業利益は12,791千円（前期は108,563千円の営業損失）、経常利益は11,572千円（前期は222,863千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は53,766千円（前期は370,450千円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度において「その他」に含まれていた「広告代理事業」について量的な重要性が増したため報告セグメントとして記載する方法に変更しております。また以下の前期比較については前期の数値を変更後のセグメント区分に組替えた数値で比較しております。

《通信販売事業》

通信販売事業におきましては、前述のとおり顧客密着型の営業体制とした結果、顧客企業のプロモーション施策と合致したことにより放送枠販売が堅調に推移し、安定的な事業運営が可能となりました。その結果、当該事業における売上高は570,080千円（前期比55.1%増）となりました。

《デジタルマーケティング事業》

デジタルマーケティング事業につきましては、前事業年度に日本のデジタルギフト事業を譲渡したことに伴い売上高は減少しております。また韓国においても収益性向上のための構造改革を行っておりますが、成果が上がるまでには至っておらず、当該事業における売上高は777,637千円（前期比17.8%減）となりました。

《広告代理事業》

広告代理事業におきましては、前述のとおり、2025年4月にイベントの企画運營業務を受託したことにより、当該事業における売上高は32,917千円（前期は計上無し）となりました。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
前連結会計年度に持分法適用関連会社であったMatched inc. は2025年10月22日付で37,000株を売却したため、持分法適用関連会社より除いております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第18期 (2023年3月期)	第19期 (2024年3月期)	第20期 (2025年3月期)	第21期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上 高(百万円)	1,617	1,587	1,318	1,412
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△28	△233	△222	11
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	41	△290	370	△53
1株当たり当期純 利益又は1株当たり(円) 当期純損失 (△)	3.83	△25.15	32.03	△4.65
総 資 産 (百万円)	2,821	2,373	3,191	1,780
純 資 産 (百万円)	627	360	731	679

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行株式数により算出しております。
2. 韓国子会社における日本基準の適用に伴う会計方針の変更を行っており、第19期の金額については遡及適用後の数値を使用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は 出資金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社スープ	10百万円	100%	その他事業
株式会社東京テレビ ランド	50百万円	100%	テレビ通販による通信販売事業
株式会社マフィンホ ールディングス	47百万円	100%	持株会社
Mafin inc.	2,963百万 韓国ウォン	100%	リワード広告事業
Smartcon inc.	1,366百万 韓国ウォン	100%	デジタルギフト事業
株式会社J E インベ ストメント	1百万円	100%	投資事業組合の運用及び管理
株式会社J E マーケ ティング	30百万円	70%	マーケティング事業
J E ・ B S P 第 1 号 投資事業有限責任組 合	102百万円	0.1%	投資事業
J E インベストメン ト 2 号匿名組合	101百万円	49.5%	投資事業

(注) J E ・ B S P 第 1 号投資事業有限責任組合及び J E インベストメント 2 号匿名組合における議決権比率の欄には、当該組合に対する出資割合を記載しております。

③ 事業年度末における特定完全子会社の状況

名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末における 特定完全子会社の株式の帳簿価額
株式会社スープ	東京都港区赤坂六丁目15番11号	187百万円
株式会社東京テレビ ランド	東京都港区赤坂六丁目15番11号	100百万円

(注) 当事業年度末における当社の総資産額は414百万円であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、安定的に利益を計上できる体制を整えるべく、以下の事項を対処すべき課題として経営政策を実行してまいります。

①営業部門における収益体制の拡大

当社グループは、既存事業の運営と合わせてファンド運営やM&Aにより新たな事業への投資を行っていく方針です。営業黒字の継続を目指し、積極的な営業活動による取引先の拡大と販売チャンネルの拡大を目指しつつ、利益確保を目指してまいります。

②人材の増員及び職場環境の充実

業務の効率化を推進し、必要なスキルを保有した人材の採用を進めてまいります。また「人材及び社内環境整備に関する育成方針」を定め、生産性の向上、優秀な人材の確保と共に社内における教育を行い、離職防止に努めます。また、柔軟な働き方を検討することで人材の多様化を進めてまいります。

③経営環境の充実

当社は、継続して持株会社としてグループ全体の経営環境を充実させてまいります。独立社外役員及び内部監査部門等と協力し、コーポレートガバナンスの充実に取り組むのと同時に、社会的な責任を果たすべく、「地域の健全な発展と快適で安全・安心な生活に資する活動に積極的に参加・協力し、地域との共存を目指す。」こと及び「環境に配慮した企業活動を行い、環境と経済が調和した持続可能な社会の構築に寄与する。」を行動指針とし、当社グループと社会の双方が持続的に成長できるよう行動してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業内容	主要な業務
通信販売事業	テレビ通販による通信販売事業
デジタルマーケティング事業	リワード広告及びデジタルギフト事業
広告代理事業	マーケティング事業

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

① 当社

本	社	東	京	都	港	区
---	---	---	---	---	---	---

② 子会社

株 式 会 社 ス ー プ	本 社 (東 京 都 港 区)
株 式 会 社 東 京 テ レ ビ ラ ン ド	本 社 (東 京 都 港 区)
株 式 会 社 マ フ ィ ン ホ ー ル デ ィ ン グ ス	本 社 (東 京 都 港 区)
M a f i n i n c .	本 社 (大 韓 民 国 ソ ウ ル 市 江 南 区)
S m a r t c o n i n c .	本 社 (大 韓 民 国 ソ ウ ル 市 江 南 区)
株 式 会 社 J E イ ン ベ ス ト メ ン ト	本 社 (東 京 都 港 区)
株 式 会 社 J E マ ー ケ テ ィ ン グ	本 社 (東 京 都 港 区)
J E ・ B S P 第 1 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	本 社 (東 京 都 港 区)
J E イ ン ベ ス ト メ ン ト 2 号 匿 名 組 合	本 社 (東 京 都 港 区)

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
通 信 販 売 事 業	2 (-)	2 名 減 (5 名 減)
デ ジ タ ル マ ー ケ テ ィ ン グ 事 業	49 (-)	2 名 減 (-)
広 告 代 理 事 業	0 (-)	増 減 な し (-)
そ の 他	0 (-)	増 減 な し (-)
全 社 (共 通)	4 (-)	増 減 な し (-)
合 計	55 (-)	4 名 減 (5 名 減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
4 名	増 減 な し (-)	39.3 歳	5.4 年

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入金	借入金残高
新韓銀行	99百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 22,932,000株
- ② 発行済株式の総数 11,567,990株
- ③ 株主数 4,184名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 K J C インター	3,530千株	30.51%
株 式 会 社 ベー タ グリッド	1,126千株	9.74%
株 式 会 社 S B I 証 券	577千株	4.99%
株 式 会 社 ジ ャ ッ ク	570千株	4.93%
佐 藤 公 彦	500千株	4.32%
大 木 壘	330千株	2.86%
菅 智 茂	215千株	1.86%
辻 貴 慈	160千株	1.38%
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	159千株	1.38%
宗 田 こ ず え	120千株	1.04%

(注) 持株比率は自己株式 (317株) を控除して計算しております。

⑤ 当社が保有する株式に関する事項

イ. 政策保有に関する方針

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資以外の目的である投資株式の区分について、対象先と当社グループが継続的な取引関係を有しており、取引関係の継続又は取引の拡大のために株式の保有が必要であることを取締役会で判断した場合に政策保有株式として保有します。政策保有株式については、当社グループの経営戦略上一定の利益が見込めるものと取締役会で判断したものを除き、原則的には新たな保有は行わない方針です。なお2026年3月末において政策保有株式を保有していないことから、取締役会において政策保有株式の保有の可否に関する検証は行っておりません。

ロ. 政策保有株式の議決権行使の基準

当社グループに対して中長期的に利益が生じるかを総合的に判断し、原則として全ての議案に議決権を行使します。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2026年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況（2026年3月31日現在）
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	大 谷 利 興	株式会社スープ代表取締役 株式会社東京テレビランド代表取締役 株式会社マフィンホールディングス代表取締役 Mafin inc. 代表理事 Smartcon inc. 代表理事 株式会社 J E インベストメント代表取締役 株式会社 J E マーケティング代表取締役 株式会社ゼストブレイン代表取締役
代表取締役会長	丁 廣 鎮	株式会社スープ代表取締役 株式会社東京テレビランド代表取締役 株式会社マフィンホールディングス取締役 株式会社 J E マーケティング代表取締役 株式会社ジャック代表取締役 株式会社ジャック・インベストメント代表取締役 株式会社 K J C インター代表取締役
取 締 役	宗 田 こ ず え	業務管理統括本部長 株式会社スープ取締役 株式会社東京テレビランド取締役 株式会社 J E マーケティング取締役
取 締 役	関 口 博	関口博法律事務所代表
取 締 役	雙 田 裕 三	税理士法人セントラルタックスブレイン社員
常 勤 監 査 役	美 濃 部 健 司	株式会社スープ監査役 株式会社東京テレビランド監査役 株式会社マフィンホールディングス監査役 株式会社 J E マーケティング監査役
監 査 役	御 子 柴 健 治	
監 査 役	石 井 忍	有限会社楽脳代表取締役

- (注) 1. 取締役関口博及び雙田裕三の両氏は社外取締役であります。
 2. 監査役御子柴健治及び石井忍の両氏は社外監査役であります。
 3. 取締役雙田裕三氏及び監査役御子柴健治氏は、財務、会計及び内部統制に関する豊富な経験や幅広い見識を有しております。
 4. 当社は、関口博氏、雙田裕三氏、御子柴健治氏、石井忍氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

2025年6月26日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって、伊部裕之及び萩原貴彦の両氏は監査役を辞任いたしました。

2025年6月26日開催の第20回定時株主総会において、新たに美濃部健司及び石井忍の両氏は監査役に選任され就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社7社の役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求については、填補されません。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	27 (0)	27 (0)	—	—	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	1 (1)	1 (1)	—	—	5 (3)
合計 (うち社外役員)	29 (2)	29 (2)	—	—	10 (5)

(注) 1. 上記には2025年6月26日付で退任した監査役2名を含んでおります。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を取締役会で定めております。また報酬額の妥当性と透明性を確保するため、諮問機関として社外取締役が過半数である任意の報酬委員会を設置いたしました。まず、報酬委員会に諮問をし、その答申を参考にして、取締役会において審議し、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において報酬を決定しております。

・基本方針

当社の報酬制度として、当社の業績を踏まえ、職責及び業績に対する貢献度を総合的に勘案して報酬額及び報酬構成割合等を決定し、他企業等の報酬との比較等の手段により当該妥当性を検討したうえで支給することとしております。なお、当社は業績連動型報酬を採用しておらず、基本的に業績により報酬が変動する要素はございません。

・取締役の報酬等の構成及び決定方法

取締役の報酬等は、固定報酬（毎月支給する定額の金銭報酬）、賞与及び株式報酬型ストックオプションで構築しております。当該内容については、2006年6月29日開催の第1回定時株主総会において全体の報酬限度額（株式報酬型ストックオプションを除く）を年額合計130百万円以内とし、別枠で年額100百万円の範囲内でストックオプションとして新株予約権を発行することと決議いただいております。当該報酬枠の範囲内で取締役会の決定を経て支給しております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は、5名（うち社外取締役0名）です。

また、賞与及び株式報酬型ストックオプションに関しましては、当該報酬の額、支払時期及び算定方法等の内容を株主総会において決議し、支給することとしております。

・監査役の報酬等の構成及び決定方法

監査役については固定報酬のみを支給しております。当該内容については、2006年6月29日開催の第1回定時株主総会において報酬限度額を年額30百万円以内と決議いただいております。当該報酬枠の範囲内で監査役の協議を経て支給することとしております。当該株主総会終結時点での監査役の員数は、3名（うち社外監査役3名）です。

ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役会で当該決定方針との整合性を含めた検討を行った上で個別の報酬額を決議しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役関口博氏は、関口博法律事務所の代表です。当社と関口博法律事務所との間に特別な関係はありません。
- ・取締役雙田裕三氏は、税理士法人セントラルタックスブレインの社員です。当社と税理士法人セントラルタックスブレインとの間に特別な関係はありません。
- ・監査役石井忍氏は、有限会社楽脳の代表取締役です。当社と有限会社楽脳との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の内容
取締役	関 口 博	当事業年度開催の取締役会取締役会17回の全てに出席し、主に弁護士としての見地から取締役会において積極的に意見を述べており、特にコンプライアンスについて専門的な立場から当社の経営に関する監督・助言を行う等意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	雙 田 裕 三	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、主に税理士としての見地から取締役会において積極的に意見を述べており、特に財務・会計について専門的な立場から当社経営に関する監督・助言を行う等意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	御子柴 健 治	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回及び監査役会9回のうち7回に出席し、財務・会計の観点から、当社の経営上有用な指摘、意見を発言しています。
監査役	石 井 忍	2025年6月26日に就任して以降取締役会13回のうち12回及び監査役会6回のうち5回に出席し、経営者の観点から、当社の経営上有用な指摘、意見を発言しています。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 けやき監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたアスカ監査法人は、2025年6月26日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

	けやき監査法人	アスカ監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円	0百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17	0

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等について必要な検証及び審議を行った結果、これらが適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、内部留保の充実については安定した事業継続のため必要なことと認識しております一方、必要以上の内部留保の蓄積は行わず、業績に応じて適正に行うことを前提に、安定配当の維持を目指し、高配当性向を基本方針に据えています。

当期においては利益剰余金がプラスであるものの、利益剰余金の状況を勘案し、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきます。

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	1,701,315	流動負債	1,092,006
現金及び預金	947,217	支払手形及び買掛金	91,895
売掛金	388,547	短期借入金	99,665
前渡金	351,220	未払金	570,617
その他	30,556	前受金	230,310
貸倒引当金	△16,226	未払費用	60,237
		未払法人税等	11,218
固定資産	79,627	賞与引当金	1,176
有形固定資産	4,788	その他	26,885
建物及び構築物	150	固定負債	9,041
工具、器具及び備品	260	預り保証金	3,214
土地	4,378	その他	5,827
無形固定資産	0	負債合計	1,101,047
投資その他の資産	74,838	(純資産の部)	
長期貸付金	38,290	株主資本	544,713
差入保証金	24,536	資本金	50,000
繰延税金資産	5,020	資本剰余金	376,783
その他	45,281	利益剰余金	118,023
貸倒引当金	△38,290	自己株式	△92
		その他の包括利益累計額	16,537
		為替換算調整勘定	16,537
		新株予約権	1,007
		非支配株主持分	117,636
		純資産合計	679,894
資産合計	1,780,942	負債純資産合計	1,780,942

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,412,199
売 上 原 価		557,330
売 上 総 利 益		854,869
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		842,077
営 業 利 益		12,791
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8,656	
為 替 差 益	6,174	
そ の 他	3,051	17,882
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14,058	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	3,509	
そ の 他	1,534	19,101
経 常 利 益		11,572
特 別 利 益		
持 分 変 動 利 益	3,263	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	2,389	5,653
特 別 損 失		
減 損 損 失	48,178	48,178
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)		△30,952
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	11,308	
法 人 税 等 調 整 額	2,560	13,869
当 期 純 損 失 (△)		△44,821
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		8,944
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)		△53,766

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社

取締役会 御中

け や き 監 査 法 人

東 京 都 中 央 区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 吉 村 潤 一
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 宮 下 圭 二
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	55,566	流動負債	146,119
現金及び預金	54,282	短期借入金	130,000
前払費用	707	未払金	8,479
その他	576	未払費用	1,143
固定資産	359,419	未払法人税等	290
有形固定資産	119	未払消費税等	4,172
工具、器具及び備品	119	預り金	959
投資その他の資産	359,300	賞与引当金	1,074
関係会社株式	288,238		
関係会社社債	71,062		
		負債合計	146,119
		(純資産の部)	
		株主資本	268,867
		資本金	50,000
		資本剰余金	376,840
		資本準備金	376,840
		利益剰余金	△157,871
		その他利益剰余金	△157,871
		繰越利益剰余金	△157,871
		自己株式	△101
		純資産合計	268,867
資産合計	414,986	負債純資産合計	414,986

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	109,654
売 上 総 利 益	109,654
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	113,777
営 業 損 失 (△)	△4,123
営 業 外 収 益	3,924
受 取 利 息	125
有 価 証 券 利 息	3,290
そ の 他	508
営 業 外 費 用	1,219
支 払 利 息	1,219
経 常 損 失 (△)	△1,418
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△1,418
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	290
当 期 純 損 失 (△)	△1,708

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社
取締役会 御中

け や き 監 査 法 人
東 京 都 中 央 区
指 定 社 員 公 認 会 計 士 吉 村 潤 一
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 宮 下 圭 二
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人けやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人けやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月29日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	美濃部 健 司 ㊟
社外監査役	御子柴 健 治 ㊟
社外監査役	石 井 忍 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、現行定款第29条について監査役の員数を4名以内に増員するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第28条 (条文省略) (員数) 第29条 当社の監査役は、 <u>3名</u> とする。 第30条～附則第1条 (条文省略)	第1条～第28条 (現行どおり) (員数) 第29条 当社の監査役は、 <u>4名以内</u> とする 第30条～附則第1条 (現行どおり)

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	<p style="text-align: center;">おおたに としおき 大谷 利興 (1970年12月22日)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p>	<p>1994年4月 NISグループ(株)入社 2002年6月 NISグループ(株)取締役 2009年6月 NISグループ(株)代表取締役 2012年8月 パインクレスト・アセット・マネジメント(同)マネージングディレクター 2017年8月 ゼストブレイン・コンサルティング(同)設立代表社員(現任) 2018年2月 (株)ゼストブレイン設立代表取締役(現任) 2020年6月 (株)スープ代表取締役(現任) 2020年6月 (株)東京テレビランド取締役 2020年6月 当社代表取締役社長(現任) 2022年2月 (株)東京テレビランド代表取締役(現任) 2022年3月 (株)マフィンホールディングス代表取締役(現任) 2022年6月 Mafin inc. 代表理事(現任) 2022年6月 Smartcon inc. 代表理事(現任) 2022年6月 (株)マフィン代表取締役 2022年12月 (株)J E インベストメント代表取締役(現任) 2023年12月 (株)J E マーケティング代表取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)スープ代表取締役 (株)東京テレビランド代表取締役 (株)マフィンホールディングス代表取締役 Mafin inc. 代表理事 Smartcon inc. 代表理事 (株)J E インベストメント代表取締役 (株)J E マーケティング代表取締役 (株)ゼストブレイン代表取締役</p>	一株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
2	<p style="text-align: center;">ちよん くあんじん 丁 廣 鎮 (1955年3月29日)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p>	<p>1983年4月 キヤノン㈱入社 1985年4月 日興証券㈱入社／ニューヨーク現地法人勤務 M&A部所属 1989年4月 スイスユニオン銀行 M&A企業情報部本部長 1992年4月 ㈱ジャック 代表取締役 (現任) 2004年6月 ㈱ジャック・インベストメント 代表取締役 (現任) 2005年10月 当社 代表取締役会長 2006年12月 ㈱エスコム (現 ㈱スーブ) 代表取締役 2008年6月 ㈱ウエルネス取締役 2014年2月 ㈱K J Cインター設立代表取締役 (現任) 2020年12月 当社取締役 2020年12月 ㈱スーブ取締役 2020年12月 ㈱東京テレビランド取締役 2022年3月 ㈱マフィンホールディングス取締役 (現任) 2022年6月 ㈱マフィン取締役 2023年12月 ㈱J E マーケティング取締役 2024年6月 ㈱スーブ代表取締役 (現任) 2024年6月 ㈱東京テレビランド代表取締役 (現任) 2024年6月 ㈱J E マーケティング代表取締役 (現任) 2024年6月 当社代表取締役会長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) ㈱スーブ代表取締役 ㈱東京テレビランド代表取締役 ㈱マフィンホールディングス取締役 ㈱J E マーケティング代表取締役 ㈱ジャック代表取締役 ㈱ジャック・インベストメント代表取締役 ㈱K J Cインター代表取締役</p>	<p style="text-align: center;">一株</p>

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	そうだ 宗田 こそえ (1962年11月11日) 再任	1990年4月 スイスユニオン銀行入行 1992年4月 ㈱ジャック入社 2003年6月 ㈱ジャック・インベストメント監査役 2003年6月 ㈱モール・オブ・ティーヴィー(現㈱ジェイ・インターナショナル) 取締役 2003年7月 ㈱イー・プレイヤーズ監査役 2005年8月 ㈱イー・プレイヤーズ取締役 2005年10月 当社取締役業務管理統括本部長(現任) 2006年11月 達楽美爾(上海) 商貿有限公司監査役 2007年8月 ㈱エスコム(現 ㈱スープ) 取締役(現任) 2007年8月 ㈱インストラクティービー取締役 2008年6月 ㈱ウエルネス取締役 2013年5月 達楽美爾(上海) 商貿有限公司董事 2017年3月 ㈱東京テレビランド取締役(現任) 2023年12月 ㈱J Eマーケティング取締役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱スープ取締役 ㈱東京テレビランド取締役 ㈱J Eマーケティング取締役	120,000株
4	せきぐち ひろし 関口 博 (1955年11月21日) 再任	1987年11月 司法試験合格 1990年3月 弁護士登録(東京弁護士会) 1990年4月 松島総合法律事務所(現 西村あさひ法律事務所) 入所 1995年4月 関口博法律事務所設立(現任) 2003年6月 ㈱エスコム(現 ㈱スープ) 監査役 2005年10月 当社監査役 2011年6月 ㈱モール・オブ・ティーヴィー(現 ㈱ジェイ・インターナショナル) 監査役 2014年6月 当社社外取締役 2017年8月 前澤工業㈱監査役 2023年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 関口博法律事務所代表	一株
5	そうだ ゆうぞう 雙田 裕三 (1949年8月25日) 再任	1975年12月 税理士試験合格 1976年4月 税理士登録 1976年5月 雙田裕三税理士事務所設立所長 2021年6月 当社社外取締役(現任) 2024年10月 税理士法人セントラルタックスブレイン設立社員(現任) (重要な兼職の状況) 税理士法人セントラルタックスブレイン社員	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

2. 関口博氏及び雙田裕三氏は、社外取締役候補者です。

3. 各候補者の選任理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由について
 - (1) 大谷利興氏を取締役候補者とした理由は、同氏は企業再編及び金融に関する知識と経験を有しており当社グループにおける今後の新規事業開拓を牽引していただくことを期待して引き続き選任をお願いするものであります。
 - (2) 丁廣鎮氏を取締役候補者とした理由は、同氏はM&Aコンサルティングを通じて培ってきた知見を有しており、さらに国内だけに限らずアジア圏において豊富な人脈を有しているため、当該知見及び人脈を使用して当社の事業拡大を推進していただくことを期待して引き続き選任をお願いするものであります。
 - (3) 宗田こずえ氏を取締役候補者とした理由は、同氏は業務管理統括本部長として当社の管理業務の中核を担っており、当社の運営にあたり必要な知識と経験を有していることから引き続き選任をお願いするものであります。
 - (4) 関口博氏を社外取締役候補者とした理由及び期待する役割は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有し、当社監査役の経験もあることから、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、主にコンプライアンスの観点において有益なアドバイスを期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
 - (5) 雙田裕三氏を社外取締役候補者とした理由及び期待する役割は、税理士としての豊富な経験と専門知識を有し、財務及び会計に関する豊富な経験や幅広い見識を基に当社の経営に関して取締役の立場から職務を遂行していただきたく引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、主に財務及び会計の観点において有益なアドバイスを期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
4. 関口博氏及び雙田裕三氏は、現在当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって関口博氏が3年、雙田裕三氏が5年となります。
5. 関口博氏及び雙田裕三氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は現在両氏を独立役員に指定しておりますが、両氏が選任された場合、引続き独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社と株式会社ゼストブレイン、関口博法律事務所及び税理士法人セントラルタックスブレインとの間には特別な利害関係はありません。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本選任議案の候補者は同保険の被保険者となる予定です。同保険の被保険者の範囲は、当社及び子会社7社の役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求については、填補されません。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（3名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、1名増員したく、第1号議案の「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に監査役4名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	みのべ たけし 美濃部 健司 (1956年10月25日) 再任	1980年4月 ㈱明通入社 2006年12月 当社社外監査役 2006年12月 ㈱インストラクティブー監査役 2011年6月 ㈱モール・オブ・ティーヴィー（現 ジェイ・インターナショナル）監査役 2015年5月 達楽美爾（上海）商貿有限公司監査役 2015年6月 ㈱エスコム（現 ㈱スープ）監査役 （現任） 2015年6月 ㈱ウエルネス監査役 2015年6月 ㈱モール・オブ・ティーヴィー（現 ジェイ・インターナショナル）取締役 2017年3月 ㈱東京テレビランド監査役（現任） 2022年3月 ㈱マフィンホールディングス監査役 （現任） 2022年6月 ㈱マフィン監査役 2023年12月 ㈱J Eマーケティング監査役（現任） 2025年6月 当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社スープ監査役 株式会社東京テレビランド監査役 株式会社マフィンホールディングス監査役 株式会社J Eマーケティング監査役	一株
2	みこしば けんじ 御子柴 健治 (1963年5月5日) 再任	1986年4月 ㈱日経リサーチ入社 1991年8月 中央クーバース・アンド・ライブラン ド・コンサルティング㈱入社 1993年1月 ケイ・アンド・カンパニー㈱シニアコ ンサルタント 2010年10月 同社執行役員 2015年6月 当社社外監査役（現任） 2024年10月 ㈱セントラルマネジメントブレイン シニアマネージャー（現任） （重要な兼職の状況） 該当事項はありません。	一株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	いしい しのぶ 石井 忍 (1959年12月26日) 再任	1984年4月 東宝東和㈱入社 2000年4月 ㈱メディアスーツ入社 2003年2月 有限会社楽脳設立 代表取締役(現任) 2025年6月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 有限会社楽脳 代表取締役	一株
4	いべ ひろゆき 伊部 裕之 (1955年11月30日) 新任	1979年4月 乾倉庫㈱(現:乾汽船㈱)入社 1989年1月 ㈱ギヤガ・コミュニケーションズ (現:ギヤガ㈱)入社 2002年4月 ㈱キネマ旬報社取締役 2014年9月 ㈱ジャック・メディア・キャピタル代表取締役 2017年6月 ㈱ジェイ・インターナショナル代表取締役(現任) 2020年8月 ㈱メークメリーカンパニー取締役 2022年9月 ㈱メークメリーカンパニー代表取締役 2023年12月 ㈱メークメリー代表取締役 (重要な兼職の状況) 株式会社ジェイ・インターナショナル代表取締役	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 御子柴健治氏及び石井忍氏は社外監査役候補者です。
3. 監査役候補者の選任理由及び社外監査役として職務の執行を適切に遂行することができるかと判断した理由について
- (1) 美濃部健司氏を監査役候補者とした理由は、以前より当社の監査役を経験しており、子会社監査という点で改めてご尽力いただきたく新たに選任をお願いするものであります。
 - (2) 御子柴健治氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏の経験である財務、会計及び内部統制に関する豊富な経験や幅広い見識を当社の監査に活かしていただきたいため引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により当社の経営に対する監督と有効な助言を得られることを期待していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
 - (3) 石井忍氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が保有する経営者として企業を運営しております経験から、それらを当社の監査役として活かしていただきたいため新たに選任をお願いするものであります。当該理由により当社の経営に関する有効な助言を期待できることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
 - (4) 伊部裕之氏を監査役候補者とした理由は、同氏が保有する財務・会計に関する知識及び経営者として企業を運営しております経験から、それらを当社の監査役として活かしていただきたいため新たに選任をお願いするものであります。
4. 御子柴健治氏及び石井忍氏は、現在当社の社外監査役ですが、それぞれの社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって御子柴健治氏が10年、石井忍氏が1年となります。
5. 御子柴健治氏及び石井忍氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏が選任された場合、独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社と有限会社楽脳との間には特別な利害関係はありません。

7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本選任議案の候補者は同保険の被保険者となる予定です。同保険の被保険者の範囲は、当社及び子会社7社の役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求については、填補されません。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

(ご参考) 取締役及び監査役のスキルマトリックス

本総会での議案が承認可決された場合の各取締役及び監査役が有する主なスキルは以下のとおりです。なお、下記リストは各人の有するすべてのスキルを表しているものではありません。

	事業運営の経験及び知見	財務・会計に関する十分な知見	M & A に関する経験及び知見	人事・人材育成	コンプライアンス・リスク管理	国際性	女性取締役	独立性	専門性・資格保有者
大谷 利興	○		○						
丁 廣鎮	○		○			○			
宗田 こずえ			○	○	○		○		
雙田 裕三		○	○					○	税理士
関口 博					○			○	弁護士
美濃部 健司				○	○				
御子柴 健治		○	○					○	
石井 忍	○		○					○	
伊部 裕之	○	○	○						

(ご参考) 取締役及び監査役の選解任に関する方針と手続き

・選解任の方針

当社は、当社グループの経営理念及び経営戦略等を踏まえ、人格、能力及び見識等を総合的に判断したうえで、適任とされる人物を候補者としております。重ねて監査役に関しましては専門的な知識と豊富な経験を保有し、当社の経営の監督に活かしていただけること、また社外役員については当社から一定の独立性を有していることを条件としております。

解任につきましては、法令や定款に違反した場合や、企業価値を著しく損なう恐れを生じさせた場合、健康上の理由から職務の継続が困難な場合など、客観的に解任が相当と考えられる事態が発生した場合としております。

・選解任の手続き

当社は、取締役会の諮問機関として任意の指名委員会を設置し、選任につきましては上記方針に基づき候補者を審議し、取締役会に答申を行います。そのうえで取締役会において候補者を内定し、その後株主総会の決議により決定いたします。なお経営陣幹部につきましては上記方針に基づき取締役会において決定しております。また、解任につきましては上記方針に基づき正当な理由があると判断した場合は取締役会で決議し、解任することとしております。なお監査役の選解任につきましては事前に監査役の同意を得ることとしております。

(ご参考) 社外役員の独立性基準

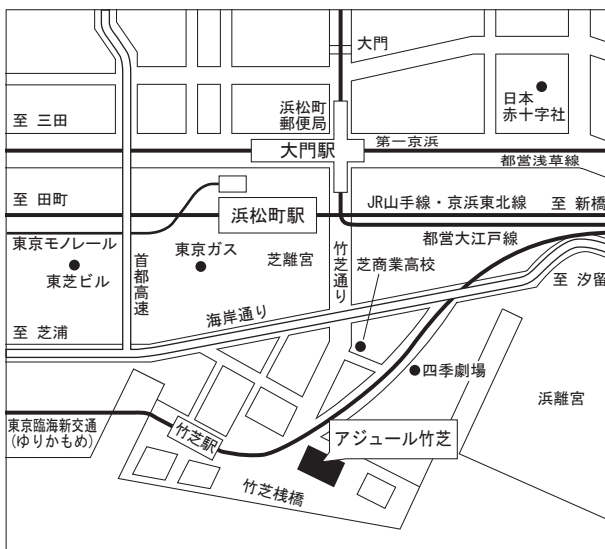
当社は、社外取締役及び社外監査役について、以下のとおり、当社が独立性を判断するための基準を定めております。

1. 当社又は現在の子会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行取締役、執行役、会計参与又は支配人その他使用人（以下、「業務執行取締役等」という）ではなく、過去においても業務執行取締役等ではなかったもの。
2. 当社の経営を支配している個人（以下、「支配株主」という）又は親会社若しくは兄弟会社の業務執行取締役等（親会社においては監査役を含む）ではなく、過去においても支配株主又は業務執行取締役等ではなかったもの。
3. 当社の主要株主（10%以上）ではないこと（当該株主が法人等の団体である場合は、その業務執行取締役等でないこと）。
4. 当社グループの主要取引先（直近に終了した年間連結総売上高の2%以上の取引があったもの）の業務執行取締役等でないもの。
5. 当社の会計監査人の社員、パートナー若しくは従業員ではないもの、又はそれ以外の公認会計士、税理士若しくは弁護士、その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他財産上の利益を得ていないもの。
6. 当社との間に重大な利害関係を有しないもの。なお、年間1,000万円以上の寄付・融資等を当社グループから受領した事実は、重大な利害関係にあたるものとする。
7. 当社の業務執行取締役等が他の会社において社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行取締役等でないもの。
8. 過去3事業年度において3から7でなかったもの。
9. 配偶者及び二親等以内の親族が上記のいずれかに該当しないものかつ過去3事業年度において該当しなかったもの。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区海岸一丁目11番2号
ホテル アジュール竹芝 16階 曙の間



- 東京臨海新交通「ゆりかもめ」竹芝駅より徒歩1分
- JR山手線・京浜東北線浜松町駅北口より竹芝方向へ徒歩7分
- 都営浅草線・大江戸線大門駅出口「B1」「B2」より徒歩10分